

平成 31 年度第 3 回白井市文化会館運営協議会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分から午後 0 時 10 分まで
2. 開催場所 文化センター1階 ホワイエ
3. 出席者 委員 網野会長、海老原委員、吉井委員、長野委員、今井委員、川上委員、瀬口委員、須田委員、伊藤委員
4. 欠席者 佐藤副会長
5. 事務局 石田センター長、今井主査、渡邊主任主事、本郷主事補
6. 傍聴者 2人
7. 議題 ①白井市文化会館自主事業について
②文化芸術に関するアンケート結果について
8. 議事 以下のとおり

事務局	1 会議開催
会長	2 会長挨拶
会長 事務局	3 議題 1 白井市文化会館自主事業について (事務局説明) 資料 1 H31 主催事業計画 ・千葉県警察音楽隊コンサート in しろい 実施済み ・演劇 「煙が目にしみる」 2月23日実施 ・松田華音 ピアノ・リサイタル 3月20日実施
事務局	資料 2 R2 主催事業計画 ・千葉県警察音楽隊コンサート in しろい ・講談「神田香織一門会」 2月以降実施予定 ・他 未定
会長 委員 事務局	① 平成 31 年度の主催事業のチケット売り上げ及び演劇の周知方法を教えてください。 →チケット売り上げについては、現在演劇が 88 枚、ピアノが 74 枚となります。 周知については、「 演劇 」は 1 月から開始し、広報しろい (1/15 号)、市HP なし坊ツイッター、しろい配信メール、市内小・中学校及び近隣ホール 出先機関、演劇部のある県内高等学校へチラシ、ポスター配布、 有志の方による PR 動画 (YouTube なし坊公式チャンネル)、朝日新聞への 記事掲載 (キャップス欄 (1/25 号、1/29 号)、ちばマリオン欄 (2/5 号)) を実施しています。 また、チラシを地域新聞 (2/14 号) に折り込む予定です。(事務局)

- ② 演劇は小・中学校生、高校生割引がありますが、ピアノに割引がない理由を教えてください。(委員)
- 過去のクラシックコンサートの来場者の割合を見ると、学生の割合がほとんどないため、需要が少ないことから学生割引を見送りました。(事務局)
- ピアノについては、チラシ、新聞、PR 動画等で宣伝していますが、口コミによる効果が大いと思うのですが、今から割引を行うことは可能ですか。(委員)
- ※演劇は PR 動画を作成していますが、ピアノについては行っておりません。**
- また、新聞については、地域新聞（記事掲載（2/14 号）、折り込み（3 月））、朝日新聞に掲載予定ですが、朝日新聞については、演劇と同月の掲載は相手側からお断りがありましたので、2 月以降に掲載予定となります。**
- すでに購入されている方がいらっしゃるので、公平性の観点から金額の変更は難しいと思います。(事務局)
- 購入されている方に、払い戻しをすることはできませんか。(委員)
- それは難しいと思います。(委員)
- 公演直前でのチケット料金変更は可能ですか。(委員)
- 民間主催の公演であれば可能ですが、公平性の観点から市主催の公演では、難しいと考えています。(事務局)
- ③ 駅、バス等に掲示することは可能ですか。(委員)
- 市循環バスは掲示可能ですが、駅、民間バス等への掲示となりますと広告料が発生しますので予算上困難となります。(事務局)
- 市循環バスには掲示しております。(センター長)
- 駅、バス等へは、広告料等が発生するので、個人商店等に掲示できないか、委員の方々からも宣伝してもらいたいと思いますので、チラシを 20 部程度ずつ頂けますか(会長)
- 会議終了後、お渡しします。(事務局)
- 自治会等へのチラシ配布等の周知はできますか。(委員)
- 広報しろいで各家庭に配布しているため、市民一人一人への周知は行っていると考えていたため、重ねての配布は考えておりませんでした。(事務局)

- ④ 前年度のクラシック（ギター）は学生割引を行っていたので、今回のピアノも学生割引を行ってほしかったと考えています。次回以降は会議の中で料金設定についても議題等に挙げていただきたいと思います。（委員）
- 今回のピアノについて相手側の希望金額はありましたか。（会長）
- 今回の料金設定は、相手側の希望はなく市側で判断しました。（事務局）
- 相手側に希望がある場合もあるので、調整できる余地がある場合は、議論させていただきたいと思います。（会長）
- 次回以降料金設定についても、時期等の制限がなければ会議内で協議したいと思います。（事務局）
- ⑤ 来年度実施予定としている「講談（神田香織一門会）」について、公演内容によっては開催時期を演目に合わせる必要があると思います。
- 前例では、夏に適した公演なので夏に行くことは、可能ですか。
- 2、3月に実施するのに適した演目があればよいですが、季節が違う場合は、時期を合わせていただきたいと思います。（委員）
- 季節に合う演目があるか確認します。夏頃に開催となると次年度の4月に予算が確定しますので、夏に開催となると準備期間の確保が難しくなります。（事務局）
- 次年度以降の公演を行う場合、債務負担行為という方法により、実施年度前に契約のみを行う方法もありますが、予算の確保は契約年度内に必要となります。（センター長）
- 事務局は、季節に見合った演目があるかと入場料金の学生割引を入れてよいか、確認をお願いします。（会長）
- 後日確認します。（事務局）
- ⑥ 委員が推薦するに当たって、推薦した委員にその後の内容の経過は連絡されていますか。
- チケットの売り上げ等に責任を感じてしまうので、推薦したものとしては経過を教えてください。（委員）
- 内容等の決定が進み次第、報告するようにします。（事務局）
- ⑦ 工業団地協議会、商工会等にチラシの配布は可能ですか。（委員）
- 可能かどうか担当課に確認します。（事務局）
- ※後日配布しました。**

<p>会長 事務局</p>	<p>⑧ 運営協議会の日程については、早い時期に開催できれば周知の欠ける時間や夏頃での開催も可能だと思いますので、第一回の時期を4月末ごろに開催することは可能ですか。(委員) →本年度は、委員入れ替え等があった関係から7月に開催としましたが、来年度については、開催可能です。(事務局)</p> <p>⑨ チラシに市長、教育長等によるコメント等を入れるなど、市主催であり料金的にもリーズナブルであることをアピールすることはできますか。(委員) →相手側の意向により、不可能な場合もあります。特にクラシックの場合はイメージを大切にされる場合が多いので難しいと思います。(センター長) →ラックにコメント等をつけることはできますか。(委員) →可能です。(事務局)</p> <p>4 議題2 文化芸術に関するアンケート結果について (事務局説明)</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>5 その他 (事務局説明)</p> <p>文化会館特定天井について (大ホール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定天井に該当しており、現状既存不適格 ・建設時の基準は満たしているため、違法ではない状況 ・公共施設マネジメント課にて、専門事業者に調査を委託 →千葉県へ報告し、指摘事項無し →指摘事項無しだが、リスク軽減策としてワイヤー工法による工事を計画 →大規模災害による天井ボード落下のリスクは残る ・全面改修を見据えて、図書館等を含めたセンター全体のあり方を検討する。
<p>会長 事務局 委員</p>	<p>① あり方とはどういう意味ですか。(委員) →大規模改修を行う場合、建築後25年経過していることから、数億円以上の規模で費用が必要となります。 そのため、会館に関して言えば、現状は多目的(様々なジャンル)に対応できる設備を完備していますが、大規模改修を行うに当たり今の設備と同等の内容とするのか、規模を縮小するのか(音楽に絞る、客席の縮小等)決定する必要があります。(センター長)</p>

<p>会長</p>	<p>② 大規模改修を行う場合、工事期間はどの程度になりますか。(会長) →舞台だけに限らず、センター全体の機材設備、電気設備の改修も必要となるため、内容次第では1年以上となる可能性もあります。(センター長)</p> <p>③ ワイヤー工法での閉館期間はどの程度になりますか。(委員) →ワイヤー工法は、利用日以外での工事が可能ですので、貸し出しを行いながら工事が可能なため、閉館期間はありません。(センター長)</p> <p>④ 改修のやり方次第では、現状のホールと音の響きは変わりますか。(委員) →現状と全く同じ響きにはなるかは実際に使用してみなければわかりませんが、工事の際には、ホール等施設の音響を考慮した設計者に設計を行っていただきます。(センター長)</p> <p>⑤ どの程度の震度以上は耐えられるという指針はありますか。(会長) →後日確認します(事務局) ※特定天井の耐震基準については、震度何以上に対して有効で、どの程度であれば以前の基準でよいという規定はないことを確認しました。</p> <p>9 会議閉会</p>
-----------	--

公開用会議録を作成する際の注意事項

- 注1 会議録は全部筆記でも可とする。
- 注2 会議は、議題ごとに公開・非公開を明確にすること。
- 注3 概要版を作成する場合は、「である調」若しくは「です・ます調」のどちらかに統一すること。
- 注4 会議の公開・非公開については、審議会等に諮って決定すること。
なお、非公開の場合はその理由を会議録に記載することが望ましい。
- 注5 資料等に基づいて説明する場合は、事務局による説明内容を省略することが出来る。
- 注6 公開用の会議録は、原則発言委員名等を伏せること。なお、会長については、会長としての発言を「会長」、委員として発言を「委員」と表記するなど、発言の趣旨に鑑み工夫すること。
- 注7 会議録は、公開前に委員（発言者）に内容を確認すること。なお、参考人として出席を求めた者についても可能な限り発言内容の確認を行うこと。